

1 **問題 6 カネ・カネ・キンコ ★★★**

2 第 1 乙の罪責

3 1 D子に金員を交付させ姦淫した行為

4 上記行為に、強盗強制性交等罪（241条1項）は成立するか。

5 (1)「脅迫」とは、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の害悪の告知をいう。

6 本問では、乙はエアガンでDに突き付けたうえで「カネ・カネ・キン
7 コ」と3回繰り返しているが、エアガンは本物の拳銃と間違われる可能
8 性が大いにあるし、通常人であればこれは金を出さなければ拳銃で撃たれ
9 るものと受けとめるといえる。そうだとすれば、かかる行為は、Dの犯行
10 を抑圧するに足りる程度の生命に対する害悪の告知といえる。

11 したがって、「脅迫」にあたる。

12 (2) また、それによりDは抵抗の意思をなくし35万円を乙に渡しているか
13 ら、「強取」したといえ、「強盗の罪…を犯した者」にあたる(236条1項)。

14 (3) そして、「性交」しているから、「強制性交等の罪…を犯した」といえる。

15 (4) 以上より、強盗強制性交等罪が成立する。

16 なお、後述の通り、甲と強盗罪の共同正犯が成立する。

17 2 Eに打撲傷を負わせた行為

18 上記行為に、強盗致傷罪（240条）は成立するか。この点、強盗致傷罪よ
19 り強盗強制性交等罪の法定刑のほうが重い、別個の保護法益であるから、
20 強盗致傷罪の成否を検討する。

21 (1) 本件では、強盗の手段そのものではなく逃走する際の行為によりEは
22 負傷しているが、このような場合も「負傷させた」といえるか。

23 ア 本罪は、強盗の機会に死傷の結果が伴うことが多いことから、被害者

1 の身体を保護するために重い刑罰を規定した特別の犯罪類型である。

2 したがって、強盗の手段としての暴行・脅迫に限定する必要はなく、
3 強盗の機会に生じたものであれば足りると解すべきである（機会説）。

4 イ 本件では、逃走する際に追跡してきた E に対し、エアガン を 3 発発
5 射しているが、時間的場所的にも接着し逮捕を免れる目的もあるから、
6 強盗行為に通常随伴するものといえるから、強盗の機会に行われている。

7 ウ よって、「負傷させた」といえる。

8 (2) 以上より、強盗致傷罪が成立する。

9 なお、後述するように、甲と強盗致傷罪の共同正犯となる。

10 3 E から財布を奪った行為

11 上記行為に、強盗罪（236 条 1 項）は成立するか。

12 (1) 本問では、E に怪我を負わせた後に、財布を見つけ奪うに至っているが、
13 このような場合でも、強盗罪は成立するのか。

14 ア 強盗の本質から、脅迫は財物奪取に向けられたものでなければならず、
15 反抗抑圧後に財物奪取の意図を生じ、財物を奪取した場合、窃盗罪とな
16 るのが原則であるが、新たに反抗抑圧を継続させるに足りる脅迫があれ
17 ば、手段としての「脅迫」が認められる。

18 イ 本件では、乙は E を睨みつけながら「文句はないな」と申し向けてい
19 るところ、エアガン を 3 発撃たれたあとであればここで文句をいえ
20 ば再び危害を与えられると考えるのが普通であり、乙の言動はすでに生
21 じた反抗抑圧状態を維持させる新たな脅迫と評価できる。

22 ウ したがって、「脅迫」したと認められる。

23 (2) 以上より、現金 2 万円を「強取」した乙には強盗罪が成立する。

1 第2 甲の罪責

2 1 乙に成立した罪責に関し、甲に間接正犯は成立するか。

3 (1) ①正犯意思の下、②他人を道具として一方的に支配・利用していた場合
4 には、実質的に自ら実行行為をなす者といえるから、正犯たりうる。

5 (2) 本件では、甲は以前暴力団に所属していたものであり、風貌等も暴力団
6 を思わせるものであって、人の命をなんとも思っていないエピソードを交
7 えながら言うことを聞かなければ危害が加えられるかのような脅しをか
8 けている。乙は14歳の少年であって、意思を抑圧されやすい状況といえ
9 るから、相当の威圧効果があり、意思を制圧されていたとも考えられる。

10 しかし、臨機応変に、自らの判断でシャッターを下ろしたり、口止めの
11 ためにDを姦淫したりしている。甲に指示されたとはいえ、最終的にはあ
12 くまで自分の意思で犯行に及んだのである。そうだとすれば、自主性・独
13 立性が大きく認められ、いまだ意思が抑圧されていたと評価することはで
14 きない(②不充足)。

15 (3) よって、甲には間接正犯は成立しない。

16 2 では、乙に成立した罪責につき甲には共同正犯(60条)は成立するか。

17 (1)ア 60条の処罰根拠は、共犯者の行為を通じた法益侵害の共同惹起にあ
18 るから、①共謀、②共謀に基づく実行、③正犯性が要件となる。

19 イ 本件では、甲は乙に対しCで強盗をするように指示を出しており、乙
20 はこれを了承しているから、Cでの強盗につき共謀が認められる(①充
21 足)。また、甲が乙に出した指示はエアガンを用いて夜10時以降に実
22 行することなど相当詳細なもので、エアガンと目出し帽といった犯行
23 道具を乙に与えるなど、犯行にとって重要な役割を果たしている。さら

1 に、得た金を自らのものにしようと考えていたのであるから、正犯性も
2 認められる（③充足）。

3 そして、怪我をさせるということは、強盗行為に密接に関連している
4 といえるから、因果性を与えたといえ、共謀に基づく実行行為であるとい
5 える。また、強制性交等は、当初の目的である強盗を完璧に遂げるた
6 めに行ったものであり、甲の乙に与えていた影響力に鑑みれば、因果性
7 を与えていると評価できるため、共謀に基づく実行といえる。

8 一方、Eの財布を奪った行為については、新たに生じた奪取行為であ
9 り、共謀時点と異なった動機から行っているものであるから、共謀に基
10 づく実行行為とはいえない。

11 ウ よって、強盗強制性交等罪、強盗致傷罪の限度で、共同正犯の要件を
12 満たす。

13 (2) もっとも、乙が強盗に際して怪我をさせることについては、故意が認め
14 られるものの、強盗強制性交等に及ぶことにつき認識していないから、強
15 盗罪の限度でのみ故意が認められる。

16 (3) では、甲には強盗強制性交等罪が成立し、乙には強盗罪が成立するが、
17 異なる罪名間でも共同正犯は成立するのか。

18 ア 犯罪の共同実現という共同正犯の本質から、構成要件の重なり合う範
19 囲での犯罪の共同は認められるから、構成要件の重なり合う限度で、共
20 同正犯が成立すると解すべきである。

21 イ 本件では、強盗強制性交等罪と強盗罪は、強盗罪の限度で重なり合う
22 といえるから、強盗罪の共同正犯が成立する。

23 (4) 以上より、強盗致傷罪と強盗罪の共同正犯が成立する。 以上